

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）「商法改正（金庫株）に伴う改正」

改正案	現行
<p>（法第四条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）</p> <p>第三条の三 法第四条の二第二項（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 信用協同組合等又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式の取得</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）</p> <p>第三条の五 法第四条の三第二項（法第四条の五第三項において準用</p>	<p>（法第四条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）</p> <p>第三条の三 法第四条の二第二項（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 信用協同組合等又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却</p> <p>五 信用協同組合等又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却</p> <p>六 信用協同組合等又はその子会社が株式等を所有する会社の再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）（第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。第三条の五において同じ。）をもつてする自己の株式の消却</p> <p>2（略）</p> <p>（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）</p> <p>第三条の五 法第四条の三第二項（法第四条の五第三項において準用</p>

する場合を含む。( )に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 信用協同組合等又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式の取得

(削る)

(削る)

六 (略)

七 (略)

場合を含む。( )に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 信用協同組合等又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもってする自己の株式の消却

五の二 信用協同組合等又はその子会社が株式等を所有する会社の再評価差額金をもつてする自己の株式の消却

六 信用協同組合等又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却

七 (略)

八 (略)